

建建安第 1217 号  
平成 28 年 2 月 15 日

横浜市教育長

横浜市長

建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告について

このことについて、平成 27 年 11 月 25 日付けで施工者より提出のありました、下記対象物件に係る「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書」の内容について、国土交通省が示した「旭化成建材（株）等によるくい工事データの流用等が判明した物件に関するセメントミルクの使用状況を確認する方法について」により、その妥当性を確認しました。

【対象物件】

物件名称：横浜市立あかね台中学校  
建築場所：神奈川県横浜市青葉区あかね台 2-8-2

【確認日】

平成 27 年 12 月 11 日

(担当)

建築局建築指導部建築安全課構造係  
電話：045-671-4536